

命 令 書

申立人 X 1

被申立人 株式会社日立製作所

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 申立人X 1（以下「X 1」という。）は、昭和47年3月、静岡大学工学部機械工学科を卒業、同年4月、被申立人株式会社日立製作所に入社し、旭工場コンピュータ部生産技術部門（以下「生産技術部門」という。）に配属され、昭和49年3月から新型事務用ミニコンピュータH-58の生産準備について機械関係の業務を担当していた。

X 1は、日立製作所労働組合（以下「組合」という。）の組合員であり、組合旭支部（以下「旭支部」という。）に所属し、本件申立当時、旭支部青年婦人部の職場委員であった。

(2) 被申立人株式会社日立製作所（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を置くほか全国各地に50を超える工場、営業所、研究所等を設置し、電気・産業機器等の製造・販売を業とする企業で、本件申立当時の従業員数は、84,488人であった。会社は、事業本部制を採用しており、旭工場は、尾張旭市に所在し、コンピュータ事業本部コンピュータ第二事業部（以下「第二事業部」という。）に属し、小型コンピュータH-8150、ミニコンピュータH-10Ⅱ、事務用ミニコンピュータH-5、H-55等を製造している工場で、

本件申立当時の従業員数は約750人であった。

2 X 1らの活動

- (1) X 1は、昭和47年7月、生産技術部門から旭支部青年婦人部の職場委員に選出され、レクリエーション担当としてハイキング、スケート、キャンプ等の各種行事の企画、立案に携っていた。

このような活動を通じてX 1は、旭支部が若い組合員の要求を十分取り上げていないと考え、職場集会等で旭支部の方針に対し批判的な発言をしたこともあった。

- (2) 昭和48年10月ころからX 1と検査部のA 1（以下「A 1」という。）とが中心となって定期的に学習会を開催するようになった。学習会の参加者は、通常10人前後であり、常時出席していたものは、X 1、A 1のほかコンピュータ部設計部門のA 2（以下「A 2」という。）、同部設備部門のA 3（以下「A 3」という。）同部製作課のA 4（以下「A 4」という。）、検査部超小型検査課のA 5（以下「A 5」という。）同課のA 6（以下「A 6」という。）等であった。この学習会でX 1らは、学習の友等を教材に組合活動について学習し、日立の賃金は少ない、アンケートを取って要求を集約すべきだ、組合を変えよう、旭支部役員選挙にX 1及びA 2を出そうなどと話合った。

3 X 1の出張と昭和49年度旭支部役員選挙

- (1) 昭和49年3月初旬、第二事業部はH-5、H-55の販売体制確立のため株式会社日立シンガーほか3社の販売会社へ十数人を移籍し、この欠員に充てる人員を旭工場から第二事業部へ営業要員として移す方針を決定した。この方針に基づき、第二事業部企画部長B 1（以下「B 1部長」という。）は、旭工場のコンピュータ部長B 2（生産技術部門の主任技師-課長相当職-兼務。（以下「B 2部長」という。））に対し、3月19日、5月7日、5月24日の3回にわたり営業要員の派遣について要請してきたが、B 2部長は人手不足を理由に7月20日まで猶予を求めている。

なお、第二事業部は5月21日販売会社へ17人を移籍した。

- (2) 5月29日、更に、B 1部長はB 2部長に対し、上記移籍により特に人手不足が顕著になっていたシステム部門の応援のため叙上の要請とは別途に二・三人の要員を6か月間

派遣されたい旨要請した。B 2 部長はこの要請を受けやむなく一人だけ6 か月間を限度として出張させることとした。

B 1 部長からの人選の具体的条件は、出張先での仕事がH-5、H-55のアプリケーションプログラム（顧客の業務に対応して作成するプログラム）の作成などであることから若くて技術系の大学卒業者であってなるべくH-5、H-55に携ったことのある者という希望であった。

- (3) 6月5日、B 2 部長は上記条件に適合する者としてX 1を第二事業部第一システム部（東京都所在）へ6月21日から6か月間出張させることを決定した。その際、B 2 部長はX 1の直接の上司であるH-58生産準備担当主任C 1（以下「C 1主任」という。）の意見を聞かなかった。

なお、これより先きX 1は昭和48年4月末から5月にかけて戸塚工場においてH-5、H-55のキーボードについて実習を受けたことがあり、更に同年5月から昭和49年3月にかけて旭工場でその治工具設計等の業務に携ったことがあった。

- (4) 6月10日午後1時ころ、B 2 部長は、X 1に前記出張を申渡したが同時にアプリケーションプログラムの作成に必要な技術・知識の習得のため谷村株式会社新興製作所（以下「谷村新興」という。）へ出張するよう命じた。そして6月12日別の用件で谷村新興へ出張するコンピュータ部副部長B 3（以下「B 3副部長」という。）及び同部主任技師C 2（以下「C 2主任」という。）に同行するよう申添えた。谷村新興は旭工場で製造しているH-5、H-55等に付設されるプリンタ、テープパンチャー等の製造メーカーである。

これに対し、X 1は、目下、新製品の開発に取り組んでおり未経験の仕事には携わりたくないのもので第二事業部第一システム部への出張には応じられない旨答えた。B 2 部長はX 1を人選した趣旨を説明したがX 1は応じなかった。

- (5) 6月11日午前11時ころ、X 1がB 2 部長に対し、6か月間の出張といってもその実、転勤になるのではないかと申出たのでB 2 部長は自分を信じよと説得した。

- (6) 6月11日の昼休み、旭支部役員に立候補するためには50人以上の推薦人を必要とするという規定が選挙管理規程に新設された旨告示された。

(7) 6月11日午後1時ころ、X1がB2部長に対し、6月に予定されている旭支部役員選挙に立候補したいので出張には応じられない旨申出たところ、B2部長は、この出張は業務上是非とも必要なことであり、X1は若いので出張から帰ってからまた立候補できるのではないかと説得に努めたが、X1は依然としてこれに応じなかった。

しかし、その後、X1は谷村新興への出張についてはC2主任からも説得され、ついに、この出張に応じることになった。

(8) 6月11日の夜、X1、A1、A2、A3、A4、A5、A6等はX1及びA2の旭支部役員立候補に必要な推薦人獲得について協議した。

(9) 6月12日の午前9時45分ころ、X1はB3副部長、C2主任と一緒に谷村新興（岩手県所在）へ出発し、プリンタ、テープパンチャー等の組立ての見学をし、14日の午後8時ころ帰社した。

(10) X1の出張中である6月12日の昼休み、昭和49年度旭支部役員選挙が公示された。同日夜、A1、A3、A4、A5及びA6は、X1及びA2の旭支部役員立候補に必要な推薦人の獲得運動を主に第一旭寮で行い、約20人の推薦人を獲得した。更に、13日の夜、A1等は推薦人の獲得運動を行ったが数人の推薦人を獲得したにとどまった。

なお、14日午後3時をもって立候補の受付は締切られた。

4 A5、A6、A3及びA4の出張

(1) A5及びA6の出張

ア 昭和48年末、旭工場は本社の監査により納入部品の不良率の低減を図るようにとの指摘を受けた。そこで、旭工場は特に不良率の高い外注先8社を選定し、品質管理のための実態調査を実施することとした。

イ この決定に基づき、昭和49年4月中旬ころ、検査部超小型検査課は、外注先の窓口となっている管理部資材課に対し、外注先8社の調査日程を決めてくれるよう依頼した。

5月16日資材課から超小型検査課に対し調査日程の通知があり、尾形工業株式会社（静岡県袋井市所在。以下「尾形工業」という。）の調査日は6月14日であった。

超小型検査課部品検査係主任B 4（以下「B 4主任」という。）は、調査担当者の人選を行い、尾形工業については納入品が機構部品であったため同部品の担当者であるC 3、A 5、A 6及びC 4（パート・タイマー）のうちからC 4及びベテランのC 3を除き、A 5及びA 6を帯同することとした。

A 6は、尾形工業からの納入品の受入検査を担当しており、A 5は前記納入品と類似したものを扱っていた。

ウ 6月13日昼食後、B 4主任はA 5及びA 6に対し、14日品質管理の実態調査のため尾形工業へB 4主任と出張するようにと申渡したが、13日午後3時ころ、尾形工業のB 5工場長から実態調査を午前中に繰り上げられたいとの連絡があったのでB 4主任は、急きよ、同日午後4時ころ尾形工業へ出発した。

B 4主任らは、翌14日の午前中、尾形工業において実態調査を行い、同日午後3時50分ころ帰社した。

(2) A 3の出張

ア 6月7日、株式会社新興技術研究所（以下「新興技術」という。）は、かねて受注していた半自動部品組込装置が完成したとして、11日にその立会検査をされたい旨旭工場の担当者A 3に対して連絡をしてきた。A 3からこの報告を受けたコンピュータ部設備部門主任技師B 6（以下「B 6主任」という。）は、A 3に対し立会検査のため11日に出張するよう命じた。

イ 6月12日午後、B 6主任は、A 3の出張結果の報告書に目を通したが、その報告によれば、半自動部品組込装置には投影精度の不良を含む8項目の不備があるのでこれを修理して14日に納入されるということであった。

しかし、B 6主任は本装置の、特に投影精度の不良については再立会検査後納入させる必要があると判断し、その必要性の有無についてA 3の意見を聞くことなく、13日午前11時45分ころ、A 3に対し、13日の午後出発し14日再立会検査に臨むようにと命じた。A 3は14日に出発したい旨申出たが、B 6主任は朝一番に検査するためには13日の午後出発する必要がある旨答え、結局、A 3は13日の午後、新興技術へ出発し、

翌14日立会検査を実施して同日午後6時ころ帰社した。

(3) A4の出張

6月13日午後2時ころ、コンピュータ部製作課工務係主任補B7(以下「B7主任補」という。)は、同課小型係から株式会社松坂屋(札幌市所在。以下「札幌松坂屋」という。)に納入していたH-8150のケーブルに不備があり至急代替品を届ける必要が生じたが、小型係が人手不足のため工務係員を派遣されたい旨の依頼を受けた。

他係の要請で工務係員を出張させることは、B7主任補が着任して以来3か月に数回あった。

B7主任補は札幌松坂屋の開店が6月16日であることから緊急に代替ケーブルを現送すべきものと考え、個人的に記録していたメモ帳によりH-8150の担当者のうち、出張経験のない3人のなかからA4を選し、直ちに同人を札幌松坂屋に出張させた。

5 本件申立て後の状況

本件申立日の昭和49年6月17日、X1は労働協約に基づき第二事業部第一システム部への出張に関して苦情処理の申立てを行ったが、24日、最終的にこの申立ては却下された。

X1は、異議をとどめたまま7月16日から12月25日まで第二事業部第一システム部への出張に応じた。

第2 判断及び法律上の根拠

1 当事者の主張

(1) X1は、同人に対する第二事業部第一システム部への出張命令、同人に対する旭支部役員立候補受付期間中の谷村新興への出張命令及びX1の推薦人獲得のため運動していたA5、A6、A3及びA4に対する旭支部役員立候補受付期間中の出張命令は、組合を階級的、民主的に強化していこうとするX1らの活動を嫌悪して、旭支部役員立候補等の活動を妨害する意図をもってなされた不当労働行為であると主張し、次のような理由をあげる。

ア X1の第二事業部第一システム部への出張

第二事業部がかねて要請していた十数人の要員派遣について、旭工場の7月20日ま

での猶予要請を受け入れているにもかかわらず、わずか二・三人の派遣を重ねて急ぎよ要請してきたことは理解しがたい。また、B 2 部長がC 1 主任の意見を聞くことなく、しかも、旭工場には他に適任者がいたにもかかわらず即戦力とならないX 1 を人選し、出張させたことは、合理性がない。

イ X 1 の谷村新興への出張

H-5、H-55の製作は旭工場で行われているのであるからハードウェアの知識を習得するには旭工場で十分可能であり、この出張には必要性がない。

ウ A 5 及びA 6 の出張

会社が、尾形工業へのA 5 及びA 6 の出張を5月中旬に決めていたとする会社の主張は、その出張命令が6月13日になって突然言渡されていることからみて疑わしい。また、尾形工業における同人等の仕事は14日の午前中で終了しておりあえて前日の13日から出張を命ずる必要がなかったこと、更に、A 5 は尾形工業から納入される品を担当していなかったことからみてこの出張には合理性がない。

エ A 3 の出張

A 3 は、6月11日の新興技術における半自動部品組込装置の立会検査の結果報告を、翌12日、B 6 主任にしているにもかかわらず、B 6 主任は、A 3 に対して出張当日の13日午前11時45分になって、にわかに出張を命じたこと、また、A 3 から再立会検査の必要の有無を聞かなかったこと、更に、6月14日午前中に再立会検査を行うには当日早朝に出発すれば十分間に合うはずであり、前日に出発する必要はないことからみてこの出張には合理性がない。

オ A 4 の出張

札幌松坂屋へのケーブルの運搬は、工務係の仕事ではなく、航空貨物便で送れば足りることから業務上の必要性がない。更に、工務係にはA 4 以外にも出張経験のない者がいたからA 4 を出張させたことには合理性が乏しい。

(2) 申立人の以上の主張に対し、会社は、X 1 ほか4 人の出張命令については、いずれも業務上の必要から発したもので、出張命令当時、X 1 らの旭支部役員立候補等の活動を

知らなかったものであり何ら不当労働行為視されるいわれはないと主張し、次のような理由をあげる。

ア X 1 の第二事業部第一システム部への出張

この出張は、旭工場が第二事業部からの要員の派遣要請に応じたものであり、第二事業部の申出条件に照してB 2 部長がX 1 を最適任者として人選したものである。

イ X 1 の谷村新興への出張

第二事業部第一システム部への出張は、6 か月間という限られた期間であるのでその目的を遂行するためには主要ハードウェアに関する知識を事前に習得することが必要であり、このためB 2 部長はX 1 を谷村新興へ出張させたものである。

ウ A 5 及びA 6 の出張

この出張は、5 月中旬に決められた日程及び人選によって行われたものである。

A 5 及びA 6 を選んだのは同人等が品質管理実態調査を一人で行えるよう後継者育成の見地から行ったもので、特に、A 6 は尾形工業の担当者であることによるものである。更に、B 4 主任がA 5 及びA 6 を伴って、当初の予定を変更し6 月13 日に出発したのは、相手先の都合により14 日の午後調査ができなくなったこと及び尾形工業までの交通事情を考えたことによるものである。

エ A 3 の出張

この出張は、A 3 が行った立会検査の結果、不備な点が発見されたことによるもので、B 6 主任がA 3 を6 月13 日出発させたのは搬入予定日である14 日の午前中に再立会検査が必要であると判断したことによるものである。

オ A 4 の出張

この出張は、6 月16 日に開店予定の札幌松坂屋のコンピュータに必要なケーブルを確実に届ける必要から行われたものであり、B 7 主任補は、当該機種の担当であり、出張経験のない者の一人であるA 4 を人選したものである。

2 判断

(1) X 1 の第二事業部第一システム部への出張

第1、3、(1)及び(2)で認定したとおり、H-5、H-55の販売体制強化のため販売会社へ17人移籍した第二事業部、特にシステム部門の人手不足の実態が、要員移籍後、顕著になってきた実状のもとにおいて、第二事業部がこれに対応すべく旭工場に対して当初の要請とは別途に、急きょ、二・三人の要員派遣を要請してきたことは理解できなくもない。また、第1、3、(1)で認定したとおりB2部長は、X1が所属する生産技術部門の課長相当の主任技師を兼務しており、事前にC1主任の意見を聞かず人選したとしてもあながち不自然であるとばかりは言えない。更に、第1、1、(1)で認定したとおりX1は技術系の大学卒業者で、社歴が2年の者であること及びX1は第1、3、(3)で認定したとおりH-5、H-55のキーボードの実習及び業務を経験していたことから第二事業部からの人選の条件に合致するものとしてB2部長がX1を選定したことについては合理性がないとは言えない。

(2) X1の谷村新興への出張

第1、3、(2)で認定したとおり、X1が第二事業部第一システム部で行うことになっていたH-5、H-55のアプリケーションプログラムの作成は、顧客の求めに応じながら行うものであること及びX1の第二事業部第一システム部への出張が6か月間という限られた期間であることから主要ハードウェアに関する知識を事前に習得する必要があるとする会社の主張も首肯し得ないではない。

この知識習得のためB2部長が当該機種に付設されるプリンタ、テープパンチャー等の製造元である谷村新興への出張を命じたものであって、たまたま6月12日に別件で谷村新興へ出張するB3副部長らと同行させたものと言えよう。

(3) A5及びA6の出張

B4主任が6月13日、突然、A5及びA6に対し尾形工業への出張を命じたことから申立人がその人選の時期について疑問をもつことには無理からぬ点もある。しかし、第1、4、(1)で認定したとおり、外注先工場の品質管理実態調査の日程については、5月16日、資材課から超小型検査課に6月14日なる旨通知されており、6月13日まで人選が行われていなかったとする申立人の主張にそう疎明もない。次に、A5及びA6が人選さ

れたのは、A 6 が尾形工業からの納入品の受入検査を担当しており、A 5 は尾形工業の担当者でこそないが前記納入品と類似したものを扱っていたことによるものであり、特に不合理があったと判断することはできない。更に、6 月13日尾形工業へ急きょ出発したことは、第1、4、(1)で認定したとおり、尾形工業の都合により14日の午後は調査できなくなったこと、尾形工業からB 4 主任に連絡があったのは13日の午後3時ころであること、尾張旭市から袋井市までの交通事情等を考え併せると急きょ出発したことに不自然さがあったとは言いきれない。

(4) A 3 の出張

第1、4、(2)で認定したとおり、A 3 の報告書によれば、新興技術から納入予定の半自動部品組込装置には、投影精度の不良を含む8項目の不備があったことからB 6 主任が再立会検査を必要と判断したことについては相当であると言えよう。

また、B 6 主任が6月13日の午後から出発するよう命じたのは、当該装置が14日納入される予定であったので同日の午前中再立会検査が必要であると判断したことによるものであり不自然さがあったとは言いきれない。また、再立会検査の必要性についてA 3 の意見を聞かなかつたこと及び出張報告後直ちに再出張を命令しなかつたこともそれだけではこの出張の合理性を否定し去ることはできない。

(5) A 4 の出張

第1、4、(3)で認定したとおり、札幌松坂屋に納入していたH-8150のケーブルに不備があり、札幌松坂屋の開店が6月16日に決っていたことから、代りのケーブルを確実に届けるには直接持参するに如かずと会社が判断したことも首肯できないことではない。

また、小型係が人手不足のためその依頼によりB 7 主任補が工務係員を出張させたことは、工務係が他係の要請により出張させた例もあって、あながち不自然とは言えない。

また、B 7 主任補は、H-8150の担当で出張経験のない者3人のうちからA 4 を人選しているがこれが特に不合理であるとの疎明がない以上申立人の主張は採用しがたい。

3 結論

以上判断したとおり、X 1 に対する第二事業部第一システム部へのお出張命令、同人に対

する谷村新興への出張命令、A 5 及びA 6 に対する尾形工業への出張命令、A 3 に対する新興技術への出張命令及びA 4 に対する札幌松坂屋への出張命令については、それぞれ業務上の必要性及び合理性を否定し去ることはできない。なるほど、第 1、2 で認定したとおり、X 1 は旭支部青年婦人部の職場委員として活動し、職場集会等で旭支部の方針に対して批判的な発言をしたことがあり、かつ、X 1 らが自主的な学習会を開催し、組合の方針に対し批判的な立場から組合活動のあり方など話合っていたことが認められる。しかし、昭和49年 6 月に行われた旭支部役員選挙において役員に立候補しようとしていたX 1 及びこれを支援し推薦人獲得運動を行っていたA 5 らの活動を妨害するために会社が同人等を出張させたとする申立人の主張は、結局、その疎明がないことに帰するのでこれを採用することができない。

したがって、本件出張はいずれも不当労働行為と認めることはできない。

よって、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和55年 6 月13日

愛知県地方労働委員会

会長 大道寺 和雄